

人事異動

市及び一部事務組合では、4月1日付の人事異動を発令しました。

異動内容は、部長級3人、課長級19人（兼務は掲載していません。ただし、部長級は除く。）など177人となっています。課長級以上の異動は次のとおりです。

なお、晴れの国おかやま国体の終了により、国体推進課は3月末で解散しました。

◎部長級

▽政策部参与（兼）建設産業部参与（政策部参与）
有吉俊夫

▽市民部参与（兼）生活福祉課長（市民部参与）
西本修作

▽消防本部次長（消防本部次長（兼）総務課長）
高橋邦彦

◎課長級

▽協働のまちづくり課長（国体推進課長）天野美彦

▽市民部参事（生活福祉課長）小寺善昭

▽建設企画課参事（下水道課参事）山川道徳

▽建設企画課参事（建設企画課統括）栗山靖弘

▽都市計画課長（都市計画課参事）三宅弘二

▽市民病院事務局事務課長（市民課参事）竹井賢二朗

▽生涯学習課長（市民病院事務局事務課長）水田克紀

▽西南水道企業団庶務課長（協働のまちづくり課長）伊藤 学

▽消防本部総務課長（笠岡消防署長）梶平一平

▽消防本部予防課長（消防本部予防課長補佐）妹尾睦夫

▽笠岡消防署長（消防本部予防課長）小川武雄

みんなでささえる 介護保険

保険料見直しのお知らせ

◆段階別介護保険料◆

区 分	対象となる人の基準	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人 市県民税の非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人	24,900円
第2段階	市県民税の非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が、80万円以下の人	24,900円
第3段階	市県民税の非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が、80万円を超える人	37,300円
第4段階	同じ世帯に市県民税を課税されている人がいるが、本人は市県民税が非課税の人	49,700円
第5段階	市県民税が課税されている人で、合計所得金額が200万円以下の人	62,100円
第6段階	市県民税が課税されている人で、合計所得金額が200万円を超える人	74,600円

介護保険サービスの変更

4月1日から、住宅改修と福祉用具の購入に関する介護サービスの手続きも変更されました。

要介護・要支援の認定を受け在宅生活をされている人で、次の制度を利用したい人は、詳しい内容や手続きについて、事前にケアマネジャーにご相談ください。

住宅の改修

対象：手すりの取り付けや段差の解消など
支給限度額：20万円

※一割は自己負担
変更点：改修の内容を記載した関係書類を、あらかじめ提出することが必要になりました。

特定福祉用具の購入

対象：ポータブルトイレなど
支給限度額：年度内で10万円
※一割は自己負担
変更点：指定を受けている事業所での購入に限り申請できるようなりました。

問合せは

介護保険課

☎2139まで

地域包括支援センター
開設のお知らせ

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう支援します。
十一番町の保健センター内に開設しました。 ☎62-6662